

別紙2（事業評価報告書）

令和2年度新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金の事業評価報告書

事業実施主体名 糸魚川市鳥獣被害防止対策協議会

1 事業効果の発現状況

- ・電気柵を設置することにより、イノシシ等による農作物被害を防ぐことができた。また、被害地域が主体となって電気柵の設置、管理及び撤去を行い、農作物被害防止のための活動を協議会と地域が一体となって取り組むことができた。
- ・捕獲用機材を導入し、猟友会による捕獲活動を実施した。また、鳥獣被害防止対策講習会を開催し、被害額が大きいイノシシについては、有害捕獲と狩猟捕獲を合わせ、令和2年度は年間484頭を捕獲した。

2 被害防止計画の目標達成状況

- ・被害金額は、カラスの目標が達成できなかったが、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマについては目標を達成することができた。
- ・被害面積は、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ、カラスについては目標を達成することができた。

3 被害防止計画の達成状況

対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率
市内全域	H30～R2	イノシシ等	推進体制の整備 個体数調整 被害防除 生息環境管理	わな猟安全技術講習会の開催 2回 ICTを活用した鳥獣被害防止対策講習会の開催 1回	糸魚川市鳥獣被害防止対策協議会	H30～R2	100%

				ジビエ料理講習会 の開催 2回 くくりわな365台 箱わな 44台 追払いの実施 電気柵の整備 イノシシ用 35,680m			
--	--	--	--	--	--	--	--

獣種	事業効果
イノシシ等	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲については、鳥獣被害防止対策講習会を開催したことで、安全かつ効果的な捕獲技術の向上を図ることができた。 ・また、購入した捕獲用機材を活用し、捕獲活動を推進できた。 ・防除は、電気柵の設置や追払いの実施等により、全体的にイノシシ等の侵入を防止することができた。しかし、電気柵を設置した農地の農作物被害は、防止できたが、未設置の付近の農地に被害が移動及び拡散する傾向があった。

獣種	被害防止計画の目標と実績							
	被害金額				被害面積			
	基準年 (29年度) の実績値(A)	目標値 (B)	目標年 (2年度) の実績値(C)	達成率(%) (A-C/A-B)	基準年 (29年度) の実績値(A)	目標値 (B)	目標年 (2年度) の実績値(C)	達成率(%) (A-C/A-B)
イノシシ	5,467.2千円	3,827.0千円	1,540.4千円	239.4%	10.7301ha	7.5110ha	1.0644ha	300.3%

ニホンザル	不明	未設定	155.4千円	－%	不明	未設定	1.1755ha	－%
ハクビシン	408.0千円	285.6千円	238.4千円	138.6%	0.1010ha	0.0707ha	0.0602ha	134.7%
・タヌキ・								
アナグマ・								
アライグマ								
カラス	70.0千円	49.0千円	66.7千円	15.7%	0.2320ha	0.1624ha	0.0233ha	299.9%
ニホンジカ	不明	未設定	不明	－%	不明	未設定	不明	－%
ツキノワグ	不明	未設定	不明	－%	不明	未設定	不明	－%
マ								
サギ類	不明	未設定	不明	－%	不明	未設定	不明	－%
合計	5,945.2千円	4,161.6千円	2,000.9千円	221.1%	11.0631ha	7.7441ha	2.3234ha	263.3%

4 評価

事業主体の評価	<p>カラス類による農作物被害が増加し、被害金額の目標値を達成できなかったが、それ以外については、被害金額、被害面積のどちらにおいても概ね減少させることができ、事業成果があったと考えられる。</p> <p>防除については、電気柵を設置した農地は、イノシシ等から農作物被害を防ぐことができたが、周辺の未設置の農地に被害範囲が拡大し、家庭菜園等の被害が増加していることから、被害金額には表れていない農作物被害が発生していることが想定される。そのため、今後、被害金額や被害面積の算出について、より精度を高めていくことが重要である。</p> <p>また、今後も電気柵の設置と並行して、イノシシ等の有害鳥獣の捕獲とその担い手確保に力を入れていきたい。</p>
---------	--

<p>第三者の意見</p>	<p>野紫木 洋（農林水産省農作物野生鳥獣被害アドバイザー）</p> <p>鳥獣被害防止を目的とした捕獲活動は有効であるが、鳥獣の分布拡大や行動生態の変化により、今後、鳥獣の個体数増加や生息域の拡大、鳥獣の行動生態の進歩が予測されることから、講習会や研究会等による捕獲技術の向上に加え、担い手の確保や養成、行政機関等と連携を図った捕獲圧の強化が重要である。</p> <p>また、ツキノワグマやイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の鳥獣における行動生態は、常に進化しており、近年では、被害防止対策の方法について研究が深められていることから、鳥獣の行動生態には十分に注意をし、平常心で対処していただきたい。</p> <p>電気柵については、被害防止効果が高いため、今後も国庫事業等を活用して積極的に導入をお願いしたい。被害を減少させるためには、地域内の連携が重要であることから、地域で一体となって設置や管理ができるよう、協議会から引き続き、指導及び支援をいただきたい。</p>
<p>市町村の評価</p>	

- (注) :
- 1 被害金額と被害面積の両方の被害防止計画目標の達成率が70%未満である場合は、実施要領第12の2に基づき改善計画を作成し、知事に提出すること。
 - 2 3の事業効果には、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。
 - 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
 - 4 市町村が間接補助事業者となっている場合は、4の「市町村の評価」欄に評価を記載すること。

5 鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について
別添2